

二 施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の請求に
関し不正があつたとき。

三五 (略)

2 (略)

第十七条の三十二 (略)

24 (略)

5 前項の利用料の額は、第十七条の十第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として算定した額とする。

6 (略)

第四節 障害福祉サービス、施設入所等の措置

(障害福祉サービス、施設入所等の措置)

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により同法に規定する介護給

二 施設訓練等支援費の請求に
関し不正があつたとき。

三五 (略)

2 (略)

第十七条の三十二 (略)

24 (略)

5 前項の利用料の額は、第十七条の十第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

6 (略)

第四節 居宅介護、施設入所等の措置

(居宅介護、施設入所等の措置)

第十八条 市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の四又は第十七条の六の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害

付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2～3 (略)

4 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者のうち、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話（以下この項において「介護等」という。）を必要とするものとして厚生労働省令で定めるものにつき、前項の規定による措置に代えて、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（第二十八条の二において「指定医療機関」という。）にそ者の者を入院させ、必要な介護等の提供を委託することができる。

(支給費用の額)

第二十一条の二 第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができ

者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる。

2～3 (略)

(支給費用の額)

第二十一条の二 第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができ

る報酬の例により算定した額とする。ただし、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

（事業の開始等）

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業（以下「身体障害者相談支援事業等」という。）を行うことができる。

2 （略）

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者相談支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届けなければならない。

る報酬の例により算定した額とする。ただし、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

（事業の開始等）

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者居宅生活支援事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業（以下「身体障害者居宅生活支援事業等」という。）を行うことができる。

2 （略）

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者居宅生活支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届けなければならない。

(措置の受託義務)

第二十八条の二 障害福祉サービス事業を行う者又は身体障害者更生援護施設若しくは指定医療機関の設置者は、第十八条第一項又は第三項若しくは第四項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一・二 (略)

二の二 第十七条の十、第十七条の十三又は第十七条の十三の四の規定により市町村が行う施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費（以下「施設訓練等支援費等」という。）の支給に要する費用

三・四 (略)

(都道府県の負担)

(措置の受託義務)

第二十八条の二 身体障害者居宅生活支援事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者は、第十八条第一項又は第三項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一・二 (略)

二の二 第十七条の四若しくは第十七条の六又は第十七条の十の規定により市町村が行う居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第四十二条の四及び第四十五条において「居宅生活支援費等」という。）の支給に要する費用

三・四 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用（第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（第二号の二の費用（居住地不明身体障害者に要する費用に限る。）については、その十分の五

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用（第十七条の二、第十八条第一項及び第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。）については、その十分の五

(国の負担)

都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の四又は第十七条の六の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一以内

二 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う行政措置に要する費用に限り、）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の四又は第十七条の六の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限り、）については、その十分の五以内

(国の負担及び補助)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

三 第三十五条第二号の費用（第十八条第二項）の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）、第三十五条第二号の二の費用及び第三十六条第三号の費用（第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

三 第三十五条第二号の費用（第十八条第一項及び第二項）の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）、第三十五条第二号の二の費用（第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。）及び第三十六条第三号の費用（第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

2 国は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第二号の費用（第十八条第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第三十五条第二号の二の費用（第十七条の四又は第十七条の六の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。）については、その十分の五以内を補助することができる。

(費用の負担命令及び徴収)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合、同条第二項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第三項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは入所の委託（国立施設への入所の委託を除く。）が行われた場合、同条第四項の規定に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行われた場合（業者に委託して行われた場合を除く。）においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(費用の負担命令及び徴収)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第十八条第一項の規定により身体障害者居宅支援の提供若しくは提供の委託が行われた場合、同条第二項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第三項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは入所の委託（国立施設への入所の委託を除く。）が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行われた場合（業者に委託して行われた場合を除く。）においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

5 (略)

(報告の徴収等)

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者相談支援事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

254 (略)

(事業の停止等)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者相談支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができるもの。

(事業の停止等)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者居宅生活支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者居宅生活支援事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

254 (略)

(不正利得の徴収)

第四十三条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により施設訓練等支援費等の支給を受けた者があるときは、そ

(不正利得の徴収)

第四十三条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費等の支給を受けた者があるときは、そ

の者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定身体障害者更生施設等が、偽りその他不正の行為により施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支払を受けたときは、当該指定身体障害者更生施設等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 (略)

(報告等)

第四十三条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に関して必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者若しくは身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に對し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十七条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限

者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」といふ。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 (略)

について準用する。

(資料の提供等)

第四十三条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に
関して必要があると認めるときは、身体障害者、身体障
害者の配偶者又は身体障害者の属する世帯の世帯主その
他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官
公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め
、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは身体障害者
の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(権限の委任)

第四十三条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限
は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長
に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、
厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に
委任することができる。

(受給権等の保護)

(権限の委任)

第四十三条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限
は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長
に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、
厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に
委任することができる。

(受給権等の保護)

第四十五条 施設訓練等支援費等を受ける権利は、譲り渡し
し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 (略)

第四十八条の二 市町村は、条例で、第十七条の十二第二項後段又は第十七条の十三第二項の規定による施設受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附 則

(更生援護の特例)

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の一、第十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第十七条の三十二、第十八条（第一項及び第三項に限る。）、第十八条の二及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用

第四十五条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し
し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 (略)

第四十八条の二 市町村は、条例で、第十七条の七第二項後段若しくは第十七条の八第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十七条の十二第二項後段若しくは第十七条の十三第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附 則

(更生援護の特例)

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の一、第十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第十七条の三十二、第十八条（第三項に限る。）、第十八

規定の適用については、身体障害者とみなす。

(国の無利子貸付け等)

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第三十七条の二の規定により国がその費用について負担する身体障害者更生援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条の二の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二の規定により国がその費用について負担するものを除く。）

については、身体障害者とみなす。

(国の無利子貸付け等)

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第三十七条の二第一項の規定により国がその費用について負担する身体障害者更生援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条の二第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。）

で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3・4 (略)

5 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6・7 (略)

く。) で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3・4 (略)

5 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。